

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
川崎、小菅、山田
03 - 3581 - 9095

国民生活審議会第19回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成15年4月25日(金) 10:00~12:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、浅岡委員、岩田委員、大羽委員、加藤委員、高委員、田中委員、野村委員、福川委員、松本委員、宮部委員、山本委員

(事務局)

永谷国民生活局長、田口官房審議官、河官房審議官、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長、七尾国際室長 ほか

4. 概要

事務局より、資料1についての説明がされた後、大要、以下のような議論が行われた。

(1) 第1章関連

- ・ 21世紀型の消費者政策を取り上げる重要性を強調すべき。戦後は産業育成中心だったが、今は豊かさがベースとなる。消費者、生活者の主導による社会システムを整備することが重要である。
- ・ 3頁「(3)家族、ライフスタイルの多様化」中、高齢者がトラブルに遭うケースが増えているとの記述については、若年層がトラブルに遭うケースも増えていることにも触れるべきではないか。
- ・ 5頁「1. 高度成長期以降の消費者問題と消費者政策」中、80年代後半にはいわゆるバブル経済の中で資産形成取引に伴う問題が急増したと記載しているが、実際に急増したのは80年代前半からなので、「後半」という文言は削除すべき。

(2) 第2章関連

- ・ 10頁「2. 消費者の権利と消費者政策」中の消費者の権利には、健全な環境の中で生活する権利や生活の基本的充足がなされることを位置づけてもらいたい。また、団体を構成して活動することも消費者の権利として位置づけてもらいたい。
- ・ 11頁「第2節 各主体の責務・役割」中、非営利団体(NPO)という組織形態の話が突然出てきて適当ではないのではないかと。例示するのであれば、消費者団体を記載すべきではないか。
- ・ 12頁「事業者の責務」に、消費者からの相談に対する適切な対応についても加えるべ

き。

- ・ 8 頁「(1) 消費者像の転換」は、消費者像といったイメージではなく、消費者の立場や位置付けといった書きぶりの方がよいのではないか。
- ・ 9 頁「(2) 市場メカニズムの活用」中、「市場メカニズムの活用が必ずしも適切でない領域」について、市場メカニズムを活用するが、補正していかなければうまく機能しない分野もあるのではないか。企業の競争が働くよう市場の枠組みを整備することも必要。
- ・ 10 頁「2. 消費者の権利と消費者政策」中の消費者の権利は、法律上の権利とは異なる特別な権利であるというコンセンサスがあることを確認したい。
- ・ 11 頁の「行政の責務」として、消費者に対する情報提供についても記載すべき。
- ・ 12 頁「消費者の役割」中、「自ら主体的に」の前に、「必要な情報を得て」という文言を加えるべき。
- ・ 11 頁「行政の責務」の中に、消費者団体が活動しやすくするための基盤整備を入れてもらいたい。また、13 頁「1. 消費者の権利実現のための政策展開」の中にも同様に入れてもらいたい。
- ・ 12 頁「事業者の責務」中、事業者団体の責務として「自主行動基準の策定・運用」が記載されているが、事業者と全く同じ内容の責務というのではおかしい。「団体加盟の事業者等に対して、自主行動基準の策定・運用を促進」とすべきではないか。
- ・ 13 頁「1. 消費者の権利実現のための政策展開」に情報提供を入れるべき。

(3) 第3章関連

消費者の安全確保

- ・ 15 頁の柱書きをもう少し方向性を出して具体的に書けないか。
- ・ 16 頁「2. リコール制度の強化」について、「新たな製品の分野でも必要に応じて制度化することが必要。」としているが、既存の分野でも問題のあるところも多い。「新たな」ではなく「他の分野」とすべき。
- ・ 18 頁「4. 販売業者の責務の明確化」については、販売業者の説明義務についても記載すべき。

消費者契約の適正化

- ・ 20 頁「(2) 消費者の特性に応じた勧誘」中、「過大な危険を伴う商品・サービス」としているが、これでは範囲が狭いのではないか。
- ・ 20 頁「2. 勧誘行為の適正化」中に、情報提供義務についても記載すべきではないか。

消費者教育の充実

- ・ 22 頁「第3節 消費者教育の充実」に、家庭内教育についても記載すべきではないか。

- ・ 24 頁「(2) 消費者教育の担い手間の連携強化」中、担い手強化の中に消費者団体についても記載されているが、消費者団体を作り、活動することが容易にできる環境整備が必要ではないか。
- ・ 22 頁「1. 消費者教育の機会の拡充」については、家庭、地域、職場、学校等あらゆるチャンスを捉えて学習できるようにする必要がある。
- ・ 23 頁「消費者教育の内容の充実」について、どういう中身を充実させるのかが重要。例えば消費者に自己責任があるということの理解を深めることも必要。体系化された教育のカリキュラムの策定等が必要ではないか。家庭内の教育も重要である。
- ・ 22 頁の「学校における消費者教育」は現状を前提とした書き方となっている。現在は公民、家庭科、総合的学習などで個々に行われているが、将来的には消費者教育についての新たなカリキュラムを明確にすべきである。
- ・ 消費者教育に関して現状を前提として議論するだけでなく将来を見据えた議論が必要。
- ・ 教員だけでなく消費者教育の担い手全体の資質の向上が必要。
- ・ 24 頁「3. 消費者教育の担い手の強化」は、担い手の強化だけでなく、担い手の人員等の拡充についても触れてもらいたい。

苦情処理・紛争解決

- ・ 27 頁「行政による苦情処理体制」について、中間報告では市町村、都道府県、国民生活センター間の役割分担を法的に明確化すべき旨記述されていたが、なぜ修正されたのか。
消費者保護基本法の見直しに関連する記述なので、整理して第5章で触れることとした。
- ・ 29 頁「4. 消費者トラブルにおける仲裁」のうち、「消費者の不利になる場合」として、仲裁機関の適切性の判断が消費者には困難であることも指摘すべき。
- ・ 29 頁「4. 消費者トラブルにおける仲裁」で、「別途検討を行うこととする。」としているが、今後、消費者政策部会で議論するということが。
検討する必要があると考えている。
- ・ 地方公共団体において、消費生活センター等の業務が民間に委託されるようになっているが問題ではないか。
- ・ 地方の苦情処理体制の後退について触れるべきではないか。
- ・ 苦情相談の内容に応じて、市町村のみならず、都道府県、国民生活センターも苦情相談を直接受けるべき。その点がよく見えるような書き振りとするべき。

IT化、国際化及び環境問題への対応

- ・ 32 頁の「(3) 情報提供、消費者教育の充実」では、何を充実すべきか内容が明らかでな

いので、例えば、専門のコースの充実等、具体的提案をすべきではないか。

- ・ これからは様々な国の人々が日本にやってくる「多国民国家」になるだろう。商品・サービス等の流れのみではなく、人の流れの国際化についても報告書で触れておく必要がある。様々な人々が集まってくると、グローバルスタンダードとして最低限の原則だけを定めるといったようなことも必要になるだろう。
- ・ 外国における児童労働や強制労働といった社会問題にも触れておくべきではないか。
- ・ 34 頁「注 22」の ISO（国際標準化機構）は事業者主体の国際ルールであり、「仲裁機関における ADR の国際ルール作り」という記載は事実と異なるのではないか。
- ・ 国際化のマイナス面だけでなく、プラス面も記載すべきではないか。
- ・ 国際的な基準やルール作りへの積極的な取組が必要。
- ・ 環境問題については、環境に配慮した商品の選択といった消費者の行動が環境問題に役立つことを強調すべき。
- ・ 環境問題への対応については、もう少し丁寧に書き込むことはできないか。

（４）その他

- ・ 事業者が被害を受けた消費者に賠償等をしようとしても、被害者が特定できないような場合に、賠償金等を基金として積み立て、消費者のために活用するいわば消費者信託基金の設立を検討してはどうか。事業者にとっても消費者にとっても有益だと思う。
- ・ 21 世紀のグランドデザインを考えるのなら社会問題も重要である。
- ・ 弁護士報酬の敗訴者負担に問題について、本報告書で触れることはできないか。
昨年末の中間報告の際、弁護士報酬の敗訴者負担問題に触れるべきという意見があった反面、触れるべきではないという意見もあったため、中間報告に盛り込まれなかった。それを踏襲し、最終報告案においても盛り込んでいない。

次回開催は 5 月 19 日（月）の予定（議題：21 世紀型の消費者政策の在り方についての最終報告（案）について）

この議事要旨は暫定版であり，修正されることもありえる。